

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 27 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第 17 号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年岩手県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="181 613 533 663">[略]</td><td data-bbox="533 613 802 663"></td></tr><tr><td data-bbox="181 663 533 857">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）</td><td data-bbox="533 663 802 857"><u>第 17 条第 1 項</u></td></tr><tr><td data-bbox="181 857 533 1003">遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）</td><td data-bbox="533 857 802 1003">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="181 1003 533 1099"><u>遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第 4 号）</u></td><td data-bbox="533 1003 802 1099"><u>第 8 条第 1 項</u></td></tr><tr><td data-bbox="181 1099 533 1339">岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）</td><td data-bbox="533 1099 802 1339">第 5 条の 2 第 1 項、<u>第 10 条第 3 項</u>（第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条</td></tr></table>	[略]		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）	<u>第 17 条第 1 項</u>	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）	[略]	<u>遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第 4 号）</u>	<u>第 8 条第 1 項</u>	岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）	第 5 条の 2 第 1 項、 <u>第 10 条第 3 項</u> （第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条	<p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="869 613 1220 663">[略]</td><td data-bbox="1220 613 1490 663"></td></tr><tr><td data-bbox="869 663 1220 857">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）</td><td data-bbox="1220 663 1490 857"><u>第 20 条第 1 項</u></td></tr><tr><td data-bbox="869 857 1220 1003">遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）</td><td data-bbox="1220 857 1490 1003">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="869 1003 1220 1099"><u>遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）</u></td><td data-bbox="1220 1003 1490 1099"><u>第 5 条第 1 項</u></td></tr><tr><td data-bbox="869 1099 1220 1339">岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）</td><td data-bbox="1220 1099 1490 1339">第 5 条の 2 第 1 項、<u>第 10 条第 2 項</u>（第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条</td></tr></table>	[略]		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）	<u>第 20 条第 1 項</u>	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）	[略]	<u>遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）</u>	<u>第 5 条第 1 項</u>	岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）	第 5 条の 2 第 1 項、 <u>第 10 条第 2 項</u> （第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条
[略]																					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）	<u>第 17 条第 1 項</u>																				
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）	[略]																				
<u>遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第 4 号）</u>	<u>第 8 条第 1 項</u>																				
岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）	第 5 条の 2 第 1 項、 <u>第 10 条第 3 項</u> （第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条																				
[略]																					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）	<u>第 20 条第 1 項</u>																				
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）	[略]																				
<u>遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）</u>	<u>第 5 条第 1 項</u>																				
岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）	第 5 条の 2 第 1 項、 <u>第 10 条第 2 項</u> （第 10 条の 2 において準用する場合を含む。）及び第 20 条																				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																					

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。